

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一号中「(36)に」を「(46)に」に改め、(27)から(36)までを削り、(26)を(39)とし、(25)を(38)とし、(24)を(37)とし、同号(23)中「(北緯三三度五八分三七秒東経一三〇度五一分五一秒)」を削り、同号中(23)を(36)とし、(22)を(35)とし、同号(21)中「(北緯三三度五六分二八秒東経一三〇度五一分二秒)」を削り、同号中(21)を(34)とし、(18)から(20)までを(31)から(33)までとし、同号(17)中「(北緯三三度五三分三七秒東経一三〇度五三分三八秒)」を削り、同号中(17)を(30)とし、(16)を(29)とし、同号(15)中「(北緯三三度五七分四四秒東経一三〇度五七分四七秒)」を削り、同号中(15)を(28)とし、(1)から(14)までを(14)から(27)までとし、同号に(1)から(13)までとして次のように加える。

- (1) 六連島三角点（北緯三三度五八分三七秒東経一三〇度五一分五一秒）から四〇度四五分二、八九〇

メートルの地点

- (2) 六連島三角点から七四度一、九七〇メートルの地点
- (3) 六連島三角点から一一九度一、八二〇メートルの地点
- (4) 若松洞海湾口防波堤灯台（北緯三三度五六分二八秒東経一三〇度五一分二秒）から五一度二、二八〇メートルの地点
- (5) 若松洞海湾口防波堤灯台から七〇度一五分一、八八〇メートルの地点
- (6) 若松洞海湾口防波堤灯台から一〇六度三〇分三、四八〇メートルの地点
- (7) 砂津防波堤灯台（北緯三三度五三分三七秒東経一三〇度五三分三八秒）から二三二度二、二三〇メートルの地点
- (8) 砂津防波堤灯台から四二度二、三四〇メートルの地点
- (9) 砂津防波堤灯台から五三度三、四二〇メートルの地点
- (10) 砂津防波堤灯台から五二度三、七四〇メートルの地点
- (11) 門司埼灯台（北緯三三度五七分四四秒東経一三〇度五七分四七秒）から二三〇度四五分二、九一〇メートルの地点

メートルの地点

(12) 火ノ山三角点（北緯三三度五八分二八秒東経一三〇度五七分三八秒）から一九一度一、〇二〇メートルの地点

(13) 火ノ山三角点から七二度三〇分三、三〇〇メートルの地点

別表第二第十一号に次のように加える。

(40) 六連島三角点から二一一度一五分二、一〇〇メートルの地点

(41) 六連島三角点から二一〇度三〇分二、〇八〇メートルの地点

(42) 六連島三角点から一九九度四五分二、一八〇メートルの地点

(43) 六連島三角点から一七七度四五分二、八六〇メートルの地点

(44) 六連島三角点から一二六度三〇分二、〇八〇メートルの地点

(45) 六連島三角点から六五度三〇分一、〇二〇メートルの地点

(46) 六連島三角点から三五度四五分一、二五〇メートルの地点

別表第二第十六号を次のように改める。

(1) から (36) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び (1) に掲げる地点と (36) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち (37) から (61) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び (37) に掲げる地点と (61) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

(1) 竹富三角点（北緯二四度一九分五五秒東経一二四度五分一〇秒）から二七〇度四五分四、二六四メートルの地点

(2) 竹富三角点から二六〇度四五分三、〇〇四メートルの地点

(3) 竹富三角点から二三八度四五分二、七一メートルの地点

(4) 竹富三角点から二二九度四五分二、九五〇メートルの地点

(5) 竹富三角点から二二八度三〇分二、九七三メートルの地点

(6) 竹富三角点から二二三度三、一四〇メートルの地点

(7) 竹富三角点から二一一度三、一三二メートルの地点

(8) 竹富三角点から一九六度四五分二、八六八メートルの地点

(9) 竹富三角点から一七八度二、五四四メートルの地点

- (10) 竹富三角点から一六八度三〇分二、五六〇メートルの地点
- (11) 竹富三角点から一〇八度三〇分二、九二六メートルの地点
- (12) 竹富三角点から一一〇度三、〇二四メートルの地点
- (13) 竹富三角点から一六七度三〇分二、六七四メートルの地点
- (14) 竹富三角点から一七七度四五分二、六五七メートルの地点
- (15) 竹富三角点から一九五度四五分二、九六九メートルの地点
- (16) 竹富三角点から二〇四度一五分三、四六三メートルの地点
- (17) 竹富三角点から二〇六度三〇分三、七〇〇メートルの地点
- (18) 竹富三角点から二〇八度三〇分四、五六五メートルの地点
- (19) 黒島三角点（北緯二四度一四分一五秒東経一二三度五九分四一秒）から四一度四五分六、七二四メートルの地点
- (20) 黒島三角点から二七度四五分五、一四八メートルの地点
- (21) 黒島三角点から二五度三〇分四、九六五メートルの地点

- (22) 黒島三角点から一八度四五分四、四一七メートルの地点
- (23) 黒島三角点から一六度四五分四、二七五メートルの地点
- (24) 黒島三角点から一度一五分三、四一六メートルの地点
- (25) 黒島三角点から三二〇度四五分三、三一一メートルの地点
- (26) ポン山三角点（北緯二四度一四分二一秒東経一二三度五六分四五秒）から二五度一五分二、〇八八メートルの地点
- (27) ポン山三角点から三〇七度一五分二、四二六メートルの地点
- (28) 大原三角点（北緯二四度一六分三四秒東経一二三度五二分三三秒）から一三一度四五分四、一三九メートルの地点
- (29) 大原三角点から一三〇度四五分四、〇四三メートルの地点
- (30) ポン山三角点から三一一度三〇分三、九一四メートルの地点
- (31) ポン山三角点から三三七度一五分四、二一五メートルの地点
- (32) ポン山三角点から三五七度四五分四、六四五メートルの地点

- (33) 小浜三角点（北緯二四度二〇分四九秒東經一二三度五八分四二秒）から一五三度四五分五、七二八メートルの地点
- (34) 竹富三角点から二五一度三〇分五、三一六メートルの地点
- (35) 竹富三角点から二五二度五、二三二メートルの地点
- (36) 竹富三角点から二六九度三〇分四、三六〇メートルの地点
- (37) 竹富三角点から二六八度一五分四、一二二メートルの地点
- (38) 竹富三角点から二五九度三〇分三、一二九メートルの地点
- (39) 竹富三角点から二五八度三〇分三、〇七八メートルの地点
- (40) 竹富三角点から二三九度一五分二、八二七メートルの地点
- (41) 竹富三角点から二二九度四五分三、〇八四メートルの地点
- (42) 竹富三角点から二二一度四五分三、二八七メートルの地点
- (43) 竹富三角点から二〇〇度三、〇二九メートルの地点
- (44) 竹富三角点から二〇五度四五分三、三九七メートルの地点

- (45) 竹富三角点から二〇八度一五分三、六六二メートルの地点
- (46) 竹富三角点から二一〇度四、五二五メートルの地点
- (47) 黒島三角点から四一度六、七七九メートルの地点
- (48) 黒島三角点から二六度四五分五、二三五メートルの地点
- (49) 黒島三角点から二四度三〇分五、〇四八メートルの地点
- (50) 黒島三角点から一六度四五分四、四四一メートルの地点
- (51) 黒島三角点から〇度三〇分三、五一九メートルの地点
- (52) 黒島三角点から三二一度三〇分三、四一八メートルの地点
- (53) ポン山三角点から二三度三〇分二、一八二メートルの地点
- (54) ポン山三角点から三〇九度一五分二、五〇七メートルの地点
- (55) 大原三角点から一二九度一五分四、一六八メートルの地点
- (56) ポン山三角点から三一一度三〇分三、七九九メートルの地点
- (57) ポン山三角点から三三七度四五分四、一〇二メートルの地点

- (58) ポン山三角点から三五八度一五分四、五三八メートルの地点
- (59) 小浜三角点から一五三度四五分五、八四三メートルの地点
- (60) 竹富三角点から二五〇度一五分五、二〇五メートルの地点
- (61) 竹富三角点から二六七度一五分四、三〇九メートルの地点

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十三年七月二十日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に、改正後の港湾法施行令別表第十一号に規定する関門航路及び同表第十六号に規定する竹富南航路の区域のうち、この政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

理由

開発保全航路のうち関門航路及び竹富南航路の区域を変更する必要があるからである。